

静岡市静岡手をつなぐ育成会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「静岡市静岡手をつなぐ育成会」と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この会は、主たる事務所を静岡市葵区城内町1番1号 静岡市中央福祉センター内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、次に掲げることを目的とする。

- (1) 知的障害のある人の権利及び利益を擁護すること。
- (2) 知的障害のある人及びその家族の福祉の実現を図ること。
- (3) 知的障害のある人を支える地域社会を構築すること。

(事業)

第4条 この会は、前条所定の目的を達成するために、以下に掲げる活動を行う。

- (1) 知的障害のある人の社会適応にむけての啓発活動。
- (2) 知的障害のある人の教育施設、福祉施設その他の関連施設についての意見表明及び意見答申に関する活動。
- (3) 知的障害のある人のための生活支援、就労支援に関する活動。
- (4) 知的障害のある人の社会生活参加に関する活動。
- (5) 会員相互の親睦を図る活動。
- (6) 前各号のほか、この会の目的を達成するために必要な活動。

(部の設置)

第5条 この会には、以下に掲げる部を置く。

- (1) 幼児部
- (2) 学級部
- (3) 成人部
- (4) 授産部
- (5) 施設部
- (6) 本人支援部

2 正会員は、第1項所定の各部のいずれかに所属する。

第3章 会員

(種別)

第6条 この会の会員は、正会員及び賛助会員の2種類とし、それぞれの資格要件は、以下のとおりとする。

- (1) 正会員 知的障害のある人本人及び知的障害のある人を保護する者で、この会の趣旨に賛同する者
- (2) 賛助会員 正会員の資格要件を有しない者で、この会の趣旨に賛同する者

(入会)

第7条 この会の会員になろうとする者は、会長に対し、会員の種別を明記した入会申込書を提出し、会長から入会の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認を得た者は、入会金をこの会に納入しなければならない。
- 3 入会金の額は、総会で定める。
- 4 会員になろうとする者は、入会金を納入した時に、この会の会員となる。
- 5 入会の申し込みがあった場合には、除名すべき事由がある場合その他入会を拒否する正当な理由がある場合を除き、会長は、入会を承認しなければならない。
- 6 入会金は、返還しない。

(入会金の免除又は猶予)

第8条 この会に入会しようとする者が、生活保護法（昭和25年法

律第144号)に基づく保護を受けている場合その他やむを得ない事情が存在するため入会金の納付が困難である場合には、その者は、入会金の免除又は猶予を申請することができる。

2 前項の申請があった場合には、役員会がその是非について議決し、その議決に基づいて会長が免除又は猶予の可否を決定する。

3 入会金の免除又は猶予が認められた場合には、前条第4項の規定にかかわらず、会長が入会金の納付を免除又は猶予の決定をした時に、会員となる。

(退会)

第9条 会員は、いつでも会長に対し、退会届を提出することにより、この会を退会することができる。

2 次に定める事項が生じたときには、会員は退会する。

(1) 死亡

(2) 除名

(3) 年会費を2年以上滞納し、会長から期限の定めを受けた催告を受けても、その期限までに会費を納入しなかったとき。

(除名)

第10条 会員が、当会の名誉又は信用を著しく傷つけた場合、当会の目的に著しく反する行為を行った場合その他この会の会員として著しく不適当な行為を行った場合には、役員会の議決を経て、会長がその者を除名することができる。

2 会員を除名する場合には、役員会は、その会員に対し、除名理由となるべき具体的行為を事前に告知しなければならない。

3 会員を除名する場合には、役員会は、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(会費)

第11条 会員は、会費を、毎年度この会に納入しなければならない。

- 2 会費の額及び納入期限は、総会で定める。
- 3 納入された会費は、返還しない。

(年会費の免除又は猶予)

第12条 会員が、生活保護法に基づく保護を受けている場合その他やむを得ない事情が存在するため、年会費の納付が困難である場合には、その者は、年会費の免除又は猶予を申請することができる。

- 2 前項の申請があった場合には、役員会がその是非について議決し、その議決に基づいて会長が免除又は猶予の可否を決定する。

第4章 役員

(役員)

第13条 この会に、次に定める員数の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以上
- (3) 部長 各部1名
- (4) 監事 1名以上

- 2 この会に、役員として、顧問を若干名置くことができる。

(役員を選任)

第14条 会長、副会長、監事及び顧問は、それぞれ、役員会の推薦を得て、総会で選出する。

- 2 部長は、各部から選出された評議員の推薦を得て、総会で選出する。
- 3 監事は、他の役員並びに事務局長及び一般職員と兼任することができない。

(役員職務)

第15条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した順序にしたがっ

て、会長の職務を代行する。

- 3 部長は、各部を総括する。
- 4 監事は、会の会計を監査する。
- 5 顧問は、会長、副会長及び役員会からの諮問に応じ、意見を述べる。

(役員任期)

第16条 役員任期は、就任の日から2年間とする。ただし、再任することができる。

- 2 補欠又は増員により就任した役員(顧問を除く。)の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員(顧問を除く。)は、任期満了の後でも、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う権利を有し義務を負う。

(役員辞任及び解任)

第17条 役員は、いつでも、役員を辞任することができる。ただし、役員(顧問を除く。)は、辞任によって第13条第1項各号所定の最低人数を割り込むこととなる場合には、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う権利を有し義務を負う。

- 2 この会は、いつでも、総会の議決により、役員を解任することができる。
- 3 役員は、自己の解任を議案とする総会において、意見を述べるることができる。

(役員報酬)

第18条 役員報酬は、無償とする。

第5章 総会

(総会の構成及び種類)

第19条 総会は、正会員全員で組織する。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会の2種類とする。
- 3 役員(顧問を除く。)は、総会に出席し、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について説

明しなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関係しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他説明をしないことについて正当な理由がある場合には、説明をすることを要しない。

(総会の権限)

第20条 総会では、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算報告の承認又は不承認
- (2) 事業計画及び収支予算の承認又は不承認
- (3) 特別会計の設置及び廃止
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 定款の変更
- (6) 評議員会の議決を経て、会長が特に付議した事項
- (7) その他、総会で議決することとこの定款で定められている事項

(総会の招集)

第21条 定期総会は、毎年1回、会計年度終了後2箇月以内に、会長が招集する。

2 臨時総会は、その開催が必要であると会長が判断した場合に、招集する。

3 評議員総数の3分の1以上の評議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。この場合には、会長は、招集請求があった日から1箇月以内の日を総会の日とする臨時総会の招集を決定しなければならない。

(総会の招集の決定及び通知)

第22条 会長は、総会を招集する場合にあっては、次に掲げる事項を決定しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 議事に付すべき議題及び議案

- 2 総会を招集するには、会長は、総会の日々の2週間前までに、正会員に対して、書面で、その旨の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会長は賛助会員に対し、適宜の方法で、第1項各号所定の事項を告知するよう努める。

(議決権)

第23条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(総会の議決)

- 第24条** 総会の議決は、この定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の総数の過半数の正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、監事を解任する議決については、出席した正会員の3分の2以上の多数をもって行う。

(代理行使)

- 第25条** 正会員は、代理人によって、議決権を行使することができる。この場合においては、代理人は代理権を証明する書面をこの会に提出しなければならない。
- 2 代理人となることができる者は、正会員に限る。
 - 3 第1項の規定により代理人によって議決権を行使した正会員は、前条の適用に当たっては、総会に出席したものとみなす。
 - 4 代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。
 - 5 代理権を証する書面の提出期限、提出方法、保管期間、保管方法その他の事項については、会長が定める。

(議長の権限)

- 第26条** 総会に議長を置く。
- 2 議長は、正会員の互選によって定める。
 - 3 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。
 - 4 議長は、議案が紛糾した場合には、発言者の発言を制限し、

質疑を打ち切ることができ、議長の指示に従わない者その他総会の秩序を乱す者を会場から退場させることができる。

第6章 評議員会

(評議員会の設置)

第27条 この会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員全員及び役員全員によって構成する。

(評議員)

第28条 評議員は、各部が互選により評議員候補を推薦し、定時総会で選出する。

2 評議員の総数は、上限を70名とし、各年度の評議員総数は、総会で決定する。

3 各部から選出される評議員数は、各部の会員数に比例して、定時総会で決定する。

4 評議員の任期は、翌年の定時総会終結時までとする。ただし、再任することができる。

5 評議員は、いつでも辞任することができる。ただし、評議員は、後任の評議員が就任するまでは、引き続きその職務を行う権利を有し義務を負う。

6 この会は、臨時総会の議決により、評議員を解任することができる。

7 辞任、解任、死亡その他の事情により評議員が欠けたときは、その評議員を選出した部は、互選により補欠の評議員を速やかに推薦しなければならない。この場合には、第1項の規定にかかわらず、補欠の評議員は会長が選出する。補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 評議員の報酬は、無償とする。

(評議員会の権限)

第29条 評議員会は、次の権限を有する。

(1) 総会における議題及び議案を決定する権限。

(2) 役員会から承認を求められたこの会の業務執行につ

いての承認又は不承認を決定する権限。

- (3) 会長から、特に総会に付議すべきことを求められている事項についての付議の承認又は不承認を決定する権限。
- (4) 会長が作成した予算について、定期総会で承認を求めることに同意する権限。
- (5) 会長が作成した事業報告書・収支決算書及び財産目録について、定期総会で承認を求めることに同意する権限。
- (6) 災害、犯罪その他予見し難い事情により、新たに義務を負担し又は権利を放棄する場合に、義務の負担又は権利の放棄することに同意する権限。
- (7) この定款を変更する場合に、総会に提案する変更案に同意する権限。
- (8) この定款を施行するために必要な事項について会長が定める規則を承認する権限。
- (9) 前各号に規定するもののほか、特に評議員会で議決するのが適当な事項について議決する権限。

(評議員会の招集)

第30条 評議員会は、随時、会長が招集する。

- 2 評議員総数の3分の1以上の評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。この場合には、会長は、招集請求があった日から20日以内を期日とする評議員会の招集を決定しなければならない。

(評議員会の招集の決定及び通知)

第31条 会長は、評議員会を招集する場合にあっては、次に掲げる事項を決定しなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項
- 2 評議員会を招集するには、会長は、評議員会の日の2週間

前までに、評議員に対して、相当と認める方法で、その旨の通知を発しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、評議員全員が同意する場合には、招集通知の発送を省略することができる。

(議決権)

第 3 2 条 評議員は、各 1 個の議決権を有する。

- 2 評議員会の議決は、評議員総数の過半数の評議員が出席し、出席した評議員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決するところにより行う。

- 3 評議員は、書面によって議決権を行使することができる。

- 4 書面による議決権の行使は、評議員会ごとに会長があらかじめ定める日時までに、当該記載をした議決権行使書面をこの会に提出して行う。

- 5 前項の規定により書面によって議決権を行使した評議員は、第 2 項の適用に当たっては、評議員会に出席したものとみなす。

- 6 議決権行使書面の提出期限、提出方法、保管期間、保管方法その他の事項については、会長が定める。

(議長の権限)

第 3 3 条 評議員会に議長を置き、評議員の互選で議長を選出する。

- 2 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

第 7 章 役員会

(役員会の設置)

第 3 4 条 この会に、役員会を置く。

- 2 役員会は、会長、副会長及び部長によって構成する。

(役員会の権限)

第 3 5 条 役員会は、次の権限を有する。

- (1) この会の業務執行を決定し、評議員会にその承認を求める権限。

- (2) 会長、副会長及び部長を監督する権限。
- (3) 入会金及び年会費の免除又は猶予について議決する権限。
- (4) 会員の除名を議決する権限。
- (5) 除名に関する会員からの弁明の機会を付与する権限。
- (6) 会長、副会長、監事及び顧問の選任を総会に推薦する権限。
- (7) 顧問に諮問を求める権限。
- (8) 事務局の運営に関し必要な事項を議決する権限。
- (9) 資産の管理について議決する権限。
- (10) 現金資産を現金のまま保有する金額の上限を議決する権限及び現金から変えて保管する場合の保管方法を議決する権限。

(役員会の招集)

第36条 役員会は、随時、会長が招集する。

- 2 会長、副会長及び部長の総数の3分の1以上の者は、会長に対し、役員会の目的である事項及び招集の理由を示して、役員会の招集を請求することができる。この場合には、会長は、招集請求があった日から7日以内の日を期日とする役員会の招集を決定しなければならない。

(役員会の招集の決定及び通知)

第37条 会長は、役員会を招集する場合にあっては、役員会の日時及び場所を決定しなければならない。

- 2 役員会を招集するには、会長は、役員会の日々の7日前までに、副会長及び部長に対して、適宜の方法で、その旨の通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、副会長全員及び部長全員が同意する場合には、招集通知の発送を省略することができる。

(議決権)

第38条 会長、副会長及び部長は、各1個の議決権を有する。

- 2 役員会の議決は、会長、副会長及び部長の総数（第7項の適用がある場合には、総数から特別の利害関係がある者の数を除いた数）の過半数の役員が出席し、出席した者の過半数をもって行う。
- 3 会長、副会長及び部長は、書面によって議決権を行使することができる。
- 4 書面による議決権の行使は、役員会ごとに会長があらかじめ定める日時までに、当該記載をした議決権行使書面をこの会に提出して行う。
- 5 前項の規定により書面によって議決権を行使した会長、副会長又は部長は、第2項の適用に当たっては、役員会に出席したものとみなす。
- 6 提出された書面の提出期限、提出方法、保管期間、保管方法その他の事項については、会長が定める。
- 7 第1項の規定にかかわらず、会長、副会長及び部長は、決議について特別の利害関係を有する場合には、議決に加わることができない。

（議長の権限）

第39条 役員会に議長を置き、会長が議長となる。

- 2 議長は、役員会の秩序を維持し、議事を整理する。

第8章 監事

（監事の義務）

第40条 監事は、監査報告書を作成しなければならない。

- 2 監事は、その職務を適切に遂行するため、役員及び事務局職員との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。
- 3 監事は、会長が総会に提出しようとする会計に関する議案、書類を調査し、その結果を総会に報告しなければならない。
- 4 監事は、いつでも、会計帳簿を閲覧及び謄写をし、役員及び事務職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

第9章 事務局

(事務局の設置及び構成)

第41条 この会の事務を処理するため、主たる事務所の所在地に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び一般職員を置く。
- 3 事務局長及び一般職員は、会長が任免する。
- 4 事務局長は、事務局を総括する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、別途定める。

第10章 書類の作成及び保存

(議事録の作成)

第42条 総会、評議員会及び役員会(次項において「会議」という。)の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 会議の議事録には、議長及び会議の出席者の中から選任された議事録署名人2名以上が署名押印又は記名押印しなければならない。
- 3 議事録の記載事項、保存方法、保存期間その他の事項については、会長が定める。

(定款等の備え置き)

第43条 この会は、定款(現在効力を有するものに限る。)及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、閲覧に供しなければならない。

第11章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 この会の資産は、以下の資産によって構成する。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 会費収入
- (3) 寄付金品
- (4) 利息その他資産に伴う収入
- (5) 事業に伴う収入

(6) 雑収入

(資産の管理)

- 第45条** この会の資産は、役員会の議決を経て、会長が管理する。
- 2 この会の資産のうち、役員会が定める金額を超える現金は、役員会の議決を経て、金融機関への預貯金、国債その他の安全確実な有価証券の保有又は信託会社への信託の方法に変えて管理しなければならない。

(特別会計)

- 第46条** この会は、総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(予算)

- 第47条** この会の予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、評議員会の同意を得た上で、定期総会で承認されなければならない。

(決算)

- 第48条** この会の事業報告書・収支決算書及び財産目録は、毎会計年度終了後1箇月以内に会長が作成し、評議員会の同意及び、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第49条** この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

- 第50条** 災害、犯罪その他予見し難い事情により、新たに義務を負担し、権利を放棄する場合には、評議員会の同意を得なければならない。

第12章 定款の変更

(定款の変更)

第 5 1 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の同意を得て総会にこれを提案し、総会で出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第 1 3 章 雑則

(施行細則)

第 5 2 条 この定款を施行するために必要な事項は、評議員会の承認を得て、会長が別途定めることができる。

附 則

(施行日)

第 1 条 変更後の定款（以下「新定款」という。）は、平成 22 年 5 月 9 日から施行する。ただし、附則第 8 条、同第 15 条、同 16 及び同第 21 条の各規定は、即時に施行する。

(遡及適用)

第 2 条 新定款は、施行日より前に生じた事項についても適用する。ただし、既に生じた効果を妨げない。

(目的及び事業に関する経過規定)

第 3 条 新定款施行日において、この会が、変更前の定款（以下「旧定款」という。）第 4 条第 1 号から第 3 号までの規定及び第 5 号から第 7 号までの規定に基づいて行っている事業は、いずれも新定款第 4 条第 1 号から第 3 号までの規定及び第 4 号から第 6 号の規定に基づいて行っている事業とみなす。

2 新定款施行日において、この会が旧定款第 4 条第 4 号の規定に基づいて行っている事業（次項において「廃止事業」という。）は、速やかに事業を終了しなければならない。

3 廃止事業は、その事業が終了するまでは、この会の目的の範囲内の事業とみなす。

(組織に関する経過規定)

第 4 条 旧定款第 5 条第 6 号所定の通所施設部及び同条第 7 号所定の入所施設部に属する者は、新定款施行日から、新定款第 5 条第 6 号の施設部に属する。

(準会員に関する経過規定)

第 5 条 旧定款第 7 条第 2 号所定の準会員は、新定款施行日に、当然に正会員となる。

(入会に関する経過規定)

第 6 条 新定款施行日前に旧定款第 8 条第 1 項の規定に基づいて入会

申込書を会長に提出した者は、新定款7条第1項の規定に基づいて入会申込書を提出したものとみなす。

(除名に関する経過規定)

第7条 新定款施行日前に、旧定款第10条で規定する除名事由となる行為をしたものの、その行為が新定款第10条第1項で規定する除名事由とならない場合には、その者に対する除名処分の手続は、新定款施行日に効力を失う。

(役員 of 退任)

第8条 会長、副会長、部長、事務局長、監事、顧問及び相談役は、旧定款第16条第1項及び第2項その他の規定にかかわらず、新定款施行日の前日に退任する。

(新役員 of 選任)

第9条 新定款施行日から任期が開始される会長、副会長、部長、監事及び顧問は、旧定款第13条第1項の規定に基づき、総会で選出する。

2 新定款施行日から任期が開始される会長、副会長、監事及び顧問は、新定款第14条第1項の規定に基づいて会長、副会長、監事及び顧問に選出されたものとみなす。

3 新定款施行日から任期が開始される部長は、新定款第14条第2項の規定に基づいて部長に選出されたものとみなす。

(選考委員会に関する経過規定)

第10条 新定款施行日までに、旧定款第13条第2項第1号に基づいて選考委員会が行った選出行為は、新定款第14条第1項所定の役員会の推薦行為とみなす。

(事務局長及び一般職員に関する経過措置)

第11条 新定款施行日の前日に事務局長である者は、新定款施行後も引き続き事務局長となる。

2 新定款施行日に事務局長又は一般職員の地位にある者は、

新定款第41条第3項の規定に基づいて、会長から事務局長又は一般職員に任命されたものとみなす。

(事務局に関する定めについて経過措置)

第12条 旧定款第19条第4項の規定に基づく事務局長その他の事務分掌、手当等についての定めに関する理事会の議決は、新定款第41条第5項の規定に基づく役員会の議決とみなす。

(理事会及び理事の行為についての経過規定)

第13条 新定款施行日までに理事会が行った行為は、評議員会が行った行為とみなす。

2 新定款施行日までに理事が行った行為は、評議員が行った行為とみなす。

(理事の評議員への就任)

第14条 新定款施行日までに旧定款第20条第2項の規定に基づいて理事に選任され、同日時点で理事である者は、新定款施行日に新定款第28条第1項の規定に基づいて評議員に選出されたものとみなす。

(評議員の総数及び各部の評議員に関する総会の議決)

第15条 新定款第28条第2項及び同条第3項に基づく評議員の総数及び各部から選出される評議員数に関する総会の議決は、定款施行日より前に、議決することができる。

(入会金及び年会費に関する総会の議決)

第16条 新定款第7条第3項及び第11条第2項の規定に基づく入会金及び年会費に関する総会の議決は、新定款施行日より前に、議決することができる。

(資産の管理に関する経過規定)

第17条 旧定款第29条第1項の規定に基づく理事会の議決は、新定款第45条第1項の規定に基づく役員会の議決とみなす。

2 旧定款第29条第2項の規定に基づく理事会の議は、新定款第45条第2項の規定に基づき役員会の議決とみなす。

(特別会計に関する経過措置)

第18条 旧定款第30条の規定に基づいて設けられている特別会計は、新定款第46条の規定に基づいて総会の議決を経て設けられたものとみなす。

(予算に関する経過措置)

第19条 旧定款第31条の規定に基づいて総会で承認された予算は、新定款第47条の規定に基づいて承認されたものとみなす。

(決算に関する経過措置)

第20条 旧定款第32条の規定に基づく決算についての理事会の認定は、新定款第48条の規定に基づく評議員会の承認とみなす。

(経過規定の細則)

第21条 新定款の施行に伴い必要とされる経過規定は、この附則に定めるもののほか、評議員会の承認を得て、会長が別途定めることができる。